

総会

配布：一般

2017年2月1日

第71会期

議事日程議題 68 (c)

2016年12月19日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/71/484/Add.3)]

71/203. シリア・アラブ共和国における人権の状況

総会は、

国際連合憲章に基づき、

憲章の目的と原則、世界人権宣言¹および国際人権規約を含む、関連する国際人権条約²を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する並びに憲章の原則に対する総会の強い公約を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253B、2012年12月20日の67/183、2013年5月15日の67/262、2013年12月18日の68/182、2014年12月18日の69/189および2015年12月23日の70/234の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1³、2011年8月23日のS-17/1³、2011年12月2日のS-18/1⁴、2012年3月1日の19/1⁵、2012年3月23日の19/22⁵、

¹ 決議 217A (III).

² 決議 2200A (XXI)、添付文書。

³ 総会公式記録、第66会期、補遺 No.53 (A/66/53)、第I章、を参照。

⁴ 同書、補遺 No.53B および正誤表 (A/66/53/Add.2 and Corr.1)、第2章。

⁵ 同書、第67会期、補遺 No.53 および正誤表 (A/67/53 and Corr.1)、第三章、A節。

2012年6月1日のS-19/1⁶、2012年7月6日の20/22⁷、2012年9月28日の21/26⁸、2013年3月22日の22/24⁹、2013年5月29日の23/1¹⁰、2013年6月14日の23/26¹⁰、2013年9月27日の24/22¹¹、2014年3月28日の25/23¹²、2014年6月27日の26/23¹³、2014年9月25日の27/16¹⁴、2015年3月27日の28/20¹⁵、2015年7月2日の29/16¹⁶、2015年10月1日の30/10¹⁷、2016年3月23日の31/17¹⁸、2016年7月1日の32/25¹⁹、2016年9月30日の33/23²⁰および2016年10月1日のS-25/1²¹の人権理事会諸決議並びに2012年4月14日の2042(2012)、2012年4月21日の2043(2012)、2013年9月27日の2118(2013)、2014年2月22日の2139(2014)、2014年7月14日の2165(2014)、2014年8月15日の2170(2014)、2014年9月24日の2178(2014)、2014年12月17日の2191(2014)、2015年3月6日の2209(2015)、2015年8月7日の2235(2015)、2015年12月22日の2258(2015)、2016年2月26日の2268(2016)および2016年5月3日の2286(2016)の安全保障理事会諸決議および2011年8月3日²²、2013年10月2日²³そして2015年8月17日の²⁴安保理議長による諸声明を想起し、

人権状況の深刻な悪化および国際人道法に違反した無差別な殺害並びにそのようなものとして文民を故意に標的とすることおよび派閥の緊張を扇動する暴力行為を非難し、

現在の紛争期間中に犯された国際人道法の重大な違反および人権法の違反や侵害に対する刑事責

⁶ 同書、第V章。

⁷ 同書、第IV章、A節。

⁸ 同書、補遺No.53A(A/67/53/Add.1)、第三章。

⁹ 同書、第68会期、補遺No.53(A/68/53)、第IV章、A節。

¹⁰ 同書、第V章、A節。

¹¹ 同書、補遺No.53(A/68/53/Add.1)、第三章。

¹² 同書、第69会期、補遺No.53(A/69/53)、第IV章、A節。

¹³ 同書、第V章、A節。

¹⁴ 同書、補遺No.53Aおよび正誤表(A/69/53/Add.1 and Corr.1 and 2)、第IV章、A節。

¹⁵ 同書、第70会期、補遺No.53(A/70/53)、第二章。

¹⁶ 同書、第V章、A節。

¹⁷ 同書、補遺No.53A(A/70/53/Add.1)、第二章。

¹⁸ 同書、第71会期、補遺No.53(A/71/53)、第二章。

¹⁹ 同書、第IV章、A節。

²⁰ 同書、補遺No.53Aおよび正誤表(A/71/53/Add.1 and Corr.1)、第二章。

²¹ 同書、補遺No.53Bおよび正誤表(A/71/53/Add.2 and Corr.1)、第二章。

²² S/PRST/2011/16; 安全保障理事会の決議および決定、2011年8月1日-2012年7月31日(S/INF/67) 参照。

²³ S/PRST/2013/15; 安全保障理事会の決議および決定、2013年8月1日-2014年7月31日(S/INF/69) 参照。

²⁴ S/PRST/2015/15。

任の免除の文化、そしてそのことが更なる違反や侵害にとっての肥沃な土壌を提供してきたこと、に懸念をもって留意し、

市民的、政治的、経済的および社会的権利の享受に関する制限についての世間一般の不満の表明の真っ最中に、文民の抗議者が 2011 年 3 月にダラアで怒りを爆発させたことを想起し、そして文民の直接砲撃に段階的に拡大した、シリア当局による文民抗議者の過度なまた暴力的な抑圧が、武力を使った暴力といわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）を含む過激主義者集団を煽ったことに留意し、

シリア住民に対するシリア当局による、15,000 人よりもずっと多い子どもの殺害を含む、40 万人以上の犠牲者の原因となった、シリア・アラブ共和国における継続している暴力の段階的拡大と、とりわけ人権の広範なまた組織的な甚だしい違反並びに侵害および弾道ミサイルの無差別使用、地中貫通爆弾、クラスター弾および樽爆弾並びに真空爆弾のような、重火器と空爆の継続した無差別使用に関与したもの、並びに国際人道法の下で禁止されている、戦争の手段としての文民の飢餓および塩素ガスの使用によるものを含む、国際人道法違反に憤りを表明し、

救援職員、第一応答者、女性および 100 人以上の子ども、そして 2,000 人近くの負傷者を含む、多くの文民の犠牲者をもたらし、そして医療施設、医療要員および患者に対する並びに決定的に重要な民間の社会基盤に対するくり返された攻撃を含んでいたシリア当局とその同盟者による最近の攻撃の結果としての東部アレッポにおける暴力の段階的拡大に深刻な懸念と憤りを表明し、

武力紛争の状況において、医療要員および医療の職責に専ら従事している人道要員、彼らの移動手段と装備、並びにその他の医療施設を尊重しまた保護する、そして負傷者および病人が、実行可能な限り最大限にまたできるだけ早く、治療と必要な注意を受けることを確保する、国際人道法の下での具体的な義務を想起し、そして国際法の下で、それらが軍事的目標でないことを条件として、病院および病人と負傷者が集められた場所に対する意図的に向けられた攻撃、並びに国際法に適合して 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約²⁵の特殊標章を使用している建物、物質、医療部隊および輸送並びに要員に対する意図的に向けられた攻撃は、戦争犯罪であることもまた想起し、

²⁵ 国際連合、条約集、第 75 巻、Nos. 970-973.

莫大な人の苦しみの原因となってきたまた過激主義と過激主義者の拡散を助長したそしてシリア当局がその住民を保護し国際連合機関の関連する諸決議や諸決定を実施できないことを示している、文民に対するシリア当局による過剰な武力の使用に深刻な懸念を表明し、

過激主義と過激主義者集団、テロリズムそしてテロリスト集団の広がりによって深刻な懸念をまた表明し、そして紛争のあらゆる当事者、とりわけいわゆる ISIL-リーダー、アル・ヌスラ戦線そして体制のために戦っている民兵、アル・カーイダと協力関係にあるテロリスト集団そしてその他の過激主義集団によりシリア・アラブ共和国において犯された人権のあらゆる違反および侵害並びに国際人道法違反を強く非難し、

シリア・アラブ陸軍が、少なくとも三回の攻撃における化学兵器の使用について責任を有しそしていわゆる ISIL-リーダーが、一回の攻撃について責任を有するという化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムの所見について総会の最も深い懸念を表明し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約²⁶の諸原則および「全ての人類のために、この条約の規定の実施によって、化学兵器の使用の可能性を完全になくす」という同条約の締約国の決意を再確認し、そして同条約が、2013年10月14日にシリア・アラブ共和国において発効したことに留意し、

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会により実行された活動に対する支持を表明し、またシリア当局による同調査委員会との協力が無いことを強く非難し、

2011年3月以降、シリア当局が、政策の問題として一般住民に対する広範な攻撃を実施してきたという調査委員会の所見に重大な懸念をもって留意し、

215課、227課、235課、251課、メッセ軍用飛行場における空軍情報調査課およびサイドナヤ刑務所並びにティシュリーンとハラシュタの病院を含む、軍事病院を含むがそれに限定されない、調査委員会の報告書において言及された拘禁センターにおける、強制移送の広範な実践、恣意的な拘禁および性的並びにジェンダーに基づく暴力の使用および拷問を強く非難し、

人道に対する罪と戦争犯罪がシリア・アラブ共和国において犯されてきたようであるという事務総

²⁶ 同書、第1974巻、No.33757.

長、国際連合人権高等弁務官および人権理事会の特別手続により行われた声明を想起し、国際刑事裁判所に事態を付託するという安全保障理事会に対する高等弁務官のくり返された勧奨に留意し、そして決議案²⁷が、加盟国からの幅広い支持にもかかわらず採択されなかったことを遺憾に思い、

調査委員会の所見そしてまたシリア当局により投獄された人の拷問と処刑に関する 2014 年 1 月に「シーザー」により示された証拠に含まれた申立に総会の最も深い懸念を表明し、そしてそのような申立と同様の証拠が、集められ、調査されそして将来の説明責任の取組のために利用可能とされる必要性を強調し、

安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014)、2191 (2014)、2015 年 12 月 18 日の 2254 (2015)、2258 (2015)、2268 (2016) および 2286 (2016) の履行が、大部分は果たされていないままであることに懸念を表明し、そして文民の保護および迅速な、妨害のないそして持続的な人道アクセスを通じたものを含む、シリア・アラブ共和国における人道状況に対処する、取組を強化する緊急の必要性に留意し、

安全保障理事会諸決議 2170 (2014)、2178 (2014) および 2015 年 12 月 17 日の 2253 (2015) に対する総会の公約を想起し、

360 万人以上の女性と子どもを含む、480 万人以上の難民が、シリア・アラブ共和国から逃れることを強制されてきたことまたその 610 万人が国内避難民である、シリア・アラブ共和国における 1,350 万人の人々が、緊急の人道援助を必要とし、そのことが近隣諸国、同地域のまたその先のその他の諸国へのシリア難民流入をもたらしてきたことに不安を感じ、そして状況が地域のまた国際的な安定に示しているリスクに不安を感じ、

2011 年 3 月の平和的抗議の始まり以降の 15,000 人よりもずっと多い子どもの死とそれよりも多い負傷者について、また子どもの勧誘と使用、殺害や傷害、レイプ、誘拐や拉致そして学校や病院に対する攻撃、並びに子どもの恣意的な逮捕、拘禁、拷問、虐待および人間の楯としての子どもの使用のような、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯された、あらゆる深刻な違反や侵害について、総会の心の底からの憤りを表明し、

²⁷ S/2014/348.

シリア人に便宜を図るため近隣諸国および同地域のその他の諸国により行われてきた著しい取組に総会の深い感謝の念を表明し、それと同時に、それらの諸国、特に、レバノン、ヨルダン、トルコ、イラク、エジプトそしてリビアにおける、大規模な難民と移送された住民の存在が財政的、社会経済的および政治的影響を増加していることを認め、

2013年1月30日、2014年1月15日および2015年3月31日に開催された、第一回、第二回および第三回シリア国際人道支援拠出誓約会議のクウェート政府による開催を歓迎し、そして為されてきた人道援助の著しい誓約に対し総会の深い感謝の念を表明し、2016年2月4日にシリア・アラブ共和国と同地域を支援することについてのロンドン会議を共同開催したグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、ドイツ、ノルウェー、クウェートおよび国際連合の活動をまた歓迎し、そしてシリア人道アピールに対し迅速に対応しそしてあらゆる従前の誓約を支払うという国際社会の全ての構成員に対するその呼びかけを更新し、

2012年6月30日のシリア・アクション・グループの最終コミュニケ²⁸に基づき、そして安全保障理事会決議 2254 (2015) に適合するシリア危機に対する政治的解決を達成するための国際連合およびアラブ連盟の取組並びにあらゆる外交努力をまた歓迎し、

最終コミュニケに従ってまた安全保障理事会諸決議 2254 (2015) と 2258 (2015) に適合して、一般住民の保護と信頼に足る、包括的で無宗派の統治を確立するシリア政治プロセスの完全実施を目的とする、シリア担当事務総長特使の取組に対する十分な支援を表明し、特使に対し、正真正銘の政治的移行の交渉への道を開くことを促し、敵対行為の停止の回復とシリア・アラブ共和国における敵対行為の停止の全ての当事者が、自らの公約を尊重することを要求し、そして全ての加盟国、特に国際シリア支援グループの構成国に対し、その公約に対する尊重とこの諸決議の完全実施を確保するため自らの影響力を使用すること、シリア・アラブ共和国における紛争の政治的解決を達成するために欠くことのできない、恒久的で永続的な停戦のための条件を創造するための取組を支援すること、そして人権の組織的で、広範なまた甚だしい違反および侵害並びに国際人道法違反を終わらせることを促す。

1. アレッポおよびその他の包囲されたまた到達しづらい地区における文民に対して向けられた攻

²⁸ 安全保障理事会決議 2118 (2013)、添付文書II。

撃の最近の段階的拡大を強く非難し、そして安全保障理事会諸決議 2254 (2015)、2258 (2015) および 2286 (2016) の人道規定が、直ちに履行されることそして人道援助が必要としている全ての人々に安全に提供されることを要求する。

2. 犯された国際人権法のあらゆる違反および侵害並びに国際人道法のあらゆる違反、とりわけ文民地区にまた民間社会資本に対する樽爆弾の使用を含む、あらゆる無差別攻撃および過剰な攻撃をまた強く非難し、全ての当事者が、医療施設や学校を直ちに非武装化しそして国際法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

3. 2011 年の平和的抗議の始まり以降、シリア自身の国民に対するシリア当局による継続した武器を用いた暴力を最も強い文言で憂慮し且つ非難し、そしてシリア当局が、恐怖戦術、空からの攻撃、樽爆弾と真空爆弾、焼夷性の兵器、化学兵器および重砲の使用に関与するものを含む、あらゆる無差別攻撃に直ちに終止符を打つことを要求する。

4. シリア・アラブ共和国における兵器としての全ての当事者による、塩素ガスなどの、あらゆる有毒化学物質のどんな使用をも強く非難する。

5. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を、使用し、開発し、生産し、別な方法で取得し、貯蔵または維持してはならず、または他の国若しくは非国家主体に対し、化学兵器を、直接にまたは間接に、譲渡してはならないという安全保障理事会の決定を想起し、そして、安保理の決定を守ることにおいて、シリア・アラブ共和国において化学兵器の使用について責任を有する個人は、責任を問われるべきであるという総会の強い信念を表明し、また、化学兵器禁止機関の検証措置の著しい強化を求める。

6. 2016 年 8 月 4 日²⁹と 2016 年 10 月 21 日³⁰の化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムの報告書を歓迎し、そしてシリア・アラブ軍が、シリア・アラブ共和国における少なくとも三回の攻撃 (2014 年のタルメナス、2015 年のサルミンそして 2015 年のクメナス) における化学兵器の使用に対して、責任があるというそしていわゆる ISIL-ダーシュが、シリア・アラブ共和国における一回のマスタード・ガスの使用 (2015 年のマレア) に対して、責任があるというその調査結果に深い懸念をも

²⁹ S/2016/738/Rev.1.

³⁰ S/2016/888.

って留意する。

7. シリア政権といわゆる ISIL-ダーシュが、化学兵器の使用を直ちに止めることを要求し、そしてシリア政権が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約²⁶に関するその宣言に関連して検証された大きな相違、矛盾および食い違いを緊急に解決し、また技術事務局が、現在十分に検証することができないことそして同条約と化学兵器禁止機関の執行理事会の決定 EC-M-33/DEC.1³¹により要求された、シリア・アラブ共和国の宣言と関連した申立が、正確であり完全であることを示している、2016年2月22日付け化学兵器禁止機関事務局長の報告書³²に言及されたようにそっくりそのままその化学兵器計画を取り除くシリア・アラブ共和国の必要性を特に強調して、同政権がその化学兵器計画を完全に宣言するという要件を含む、その国際義務を十分に遵守することをまた要求する。

8. シリアの化学兵器計画の完全な廃棄を確実にしそして化学兵器のあらゆる更なる使用を防止するため、同条約の第IV条第8項および第V条第10項に従った厳重な検証のための追加の手續を要請する。

9. シリア当局、政府と協力関係にあるシャビア民兵そして彼らのために戦っている者による、重火器、空爆、クラスター弾、弾道ミサイル、樽爆弾、化学またはその他の兵器および文民に対するその他の兵力の使用、並びに戦争の手段としての一般住民の飢餓、学校、病院そして崇拜所への攻撃、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺人、平和的な抗議者、人権擁護者そしてジャーナリスト、その宗教または信念に基づく個人および共同体の構成員の殺害や迫害、恣意的な拘禁、強制失踪、女性のまた子どもの権利の侵害、少数者集団の構成員の強制失踪、医療へのアクセスの違法な介入、医療要員への尊敬と保護の欠如、拷問、拘禁中のレイプを含む、組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力そして虐待を伴った文民または民用物を故意に標的とするものを含む、学校、病院および崇拜所に対する攻撃を含む、人権および基本的自由の継続した広範且つ組織的な甚だしい侵害並びに国際人道法違反を最も強い文言で憂慮し且つ非難する。

10. シリア・アラブ共和国における敵対行為の停止の回復を求め、全ての当事者、なかでも注目す

³¹ 安全保障理事会決議 2118 (2013)、添付文書 I。

³² EC-8/HP/DG.1.

べきはシリア政権が、人口密集地区におけるものを含む、文民に対する自らの攻撃を止めることそしてシリア・アラブ共和国における敵対行為の停止の全ての当事者が、安全保障理事会決議 2268 (2016) に適合して、自らの公約を遂行するため自らの努力を倍加することを要求し、また全ての加盟国、特に国際シリア支援グループの構成国に対し、監視されたまた強制可能な敵対行為の停止の直ぐの実施を確保するため、敵対行為の停止の当事者に自らの影響力を用いること、シリア・アラブ共和国における紛争の政治的解決を達成するために欠くことのできない、恒久的で永続的な停戦のための条件を創造するための取組を支援すること、そして人権の組織的で、広範なまた甚だしい違反および侵害並びに国際人道法違反を終わらせることを促す。

11. その宗教または信念に基づく個人および共同体の構成員の殺害や迫害を含む、武装した過激主義者によるあらゆる人権侵害または国際人道法違反、並びに武装した反政府集団によるあらゆる人権侵害または国際人道法違反を強く非難する。

12. テロ行為といわゆる ISIL-ダーシュ、およびアル・ヌスラ戦線による文民に対して行われた暴力並びに彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な人権侵害と国際人道法違反を憂慮した強く非難し、そしていわゆる ISIL-ダーシュの行動を含む、テロリズムは、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

13. いわゆる ISIL-ダーシュによる女性の権利と子どもの権利の甚だしいまた組織的な侵害、とりわけ女性と女兒を奴隷にすることと女性と女兒の性的虐待および子どもの強制勧誘、使用並びに拉致を最も強い文言で非難する。

14. シリア・アラブ共和国における住民の報告された強制移送および同国の人口統計学に関するその憂慮すべき影響を非難し、そして関係する全ての当事者に対し、人道に対する罪に相当する可能性のある全ての活動を含めて、これらの行動に関連した全ての活動を直ちに止めることを求める。

15. その管轄権の下にある全ての領域における拷問の行為を防止するため効果的な措置を講じることを含む、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約³³の下でのその義務についてシリア・アラブ共和国に注意を喚起し、また同条約の全ての当事国に対し、同条約

³³ 国際連合、条約集、第 1465 巻、No.24841.

第7条に含まれた引き渡しか訴追の原則を尊重することを含んで、同条約の下での全ての関連義務を遵守することを求める。

16. 情報機関により運営されるものを含む、政府の拘禁センターにおけるものを含む、報告された性的暴力の執拗且つ広範な使用を強く非難し、またそのような行為は、国際人道法および国際人権法の違反を構成する可能性があることに留意し、そしてこれに関連して性的暴力犯罪に対する刑事責任の免除の支配的な傾向に深い懸念を表明する。

17. 適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯された、子どもの勧誘や使用、殺害や傷害、レイプやその他のあらゆる形態の性的暴力、拉致、子どもに対する人道的アクセスの拒否および学校や病院を含む民用物への攻撃並びに子どもの恣意的な逮捕、違法な拘禁、拷問、虐待および人間の楯としての子どもの使用など、あらゆる違反と侵害をまた強く非難する

18. シリア当局が、文民犠牲者の大多数、毎日の多数の文民の殺害や傷害に対して引き続き責任があるという2015年9月21日の、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会委員長により為された声明を想起し、調査委員会の報告書を安全保障理事会に伝える総会の決定をくり返し表明し、調査委員会に対し、安全保障理事会理事国へのその概況説明について総会の感謝の念を表明し、そして調査委員会が総会および安全保障理事会理事国へ概況を説明することを続けることを要請する。

19. 強制失踪に対するシリア当局の責任を再確認し、強制失踪のシリア当局の使用が、人道に対する罪に相当するという調査委員会の評価に留意し、そして政府が仲介した停戦後の、若い男性を対象を特定した失踪を非難する。

20. シリア・アラブ共和国における文民に対する無差別攻撃の悲劇的なまた苛酷なレベル、医療の施設、要員および輸送並びに塞がれて移動できなくなった人道援助輸送部隊を含む、保護された人や目標に対する攻撃、並びに強制失踪、即決処刑およびその他の違反や侵害に関する調査委員会の報告書に含まれた調査結果について総会の心の底からの懸念を表明する。

21. 明らかに国際人道法の違反である、アレッポの農村部における国際連合・シリア・アラブ赤新月社の援助輸送部隊に対する2016年9月19日の恐ろしい攻撃を憂慮し、この攻撃を調査するという国

際連合の決定を歓迎し、実行者が責任を問われることを求め、そしてこれに関連してこの事件に対する内部の独立した国際連合本部調査委員会の設立を歓迎し、そして人道支援要員と彼らの輸送手段、装備および施設は、国際人道法に従って保護されなければならないことを再確認する。

22. 調査委員会に、シリア・アラブ共和国全土の直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを認めることによるものを含んで、シリア当局が調査委員会と十分に協力することを要求する。

23. シリア当局が、シリア住民を保護する自らの責任を果たすことをまた要求する。

24. あらゆる外国人テロ戦闘員のシリア・アラブ共和国における介入およびシリア政権のために戦っている外国組織や外国人部隊、とりわけアルクッズ旅団、イスラム革命防衛隊およびヒズボラ、アサイブ・アフル・ハック並びにリワ・アブ・ファドル・アル・アッバスのような民兵集団の介入を強く非難し、そして彼らの介入が、人権および人道状況を含む、シリア・アラブ共和国における悪化している状況をさらに悪化させ、そのことが同地域に重大な悪影響があることに深い懸念を表明する。

25. シリアの穏健な反体制派に対するあらゆる攻撃をまた強く非難し、そのような攻撃がいわゆるISILリーダーシュとアル・ヌスラ戦線のようなその他のテロリスト集団に利益を与え、そして人道状況の更なる悪化の原因となっていることを考えると、その直ぐの停戦を求める。

26. シリア当局を支援して戦っているものを含む、全ての外国人テロ戦闘員は、シリア・アラブ共和国から直ちに撤退することを要求する。

27. 全ての当事者が、国際人権法の全ての違反および侵害そして国際人道法違反に直ちに終止符を打つことをまた要求し、とりわけ、文民と戦闘員を区別する国際人道法の下での義務並びに無差別且つ過剰な攻撃および文民や民用品に対するあらゆる攻撃の禁止を想起し、全ての紛争当事者が、国際法を遵守して、医療センター、学校および給水所のような民用物に対して直接向けられた攻撃を思いとどまることによるものを含んで、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じ、直ちにそのような施設を非武装化し、人口密度の高い地域に軍事拠点を設立することを避けることを求めそして負傷者および包囲された地区から離れることを望むあらゆる文民の搬送を可能にすることを更に要求し、そしてシリア当局がその住民を保護することに主要な責任を負っていることを、これに関連して想起する。

28. 増えている大虐殺の数およびシリア・アラブ共和国で起きている、戦争犯罪を構成する可能性のあるものを含む、その他の複数の死傷者の事件を最も強い文言で非難し、調査委員会に対し、あらゆるそのような行為を調査し続けることを要請する。

29. シリア・アラブ共和国における文民犠牲者の圧倒的多数が、空爆の無差別使用から引き起こされていることを示しているシリア担当事務総長特使、ステファン・デ・ミストゥーラにより行われた声明を想起し、シリア当局が直ちに文民へのあらゆる攻撃、あらゆる過剰な攻撃並びに砲撃および空爆に関与した兵器の無差別使用を含む、人口密集地区への兵器のあらゆる無差別使用、とりわけ樽爆弾や過剰な傷や不必要な苦しみの原因となる性質の戦闘の方法の使用、を止めることをこれに関連して要求し、またあらゆる状況において国際人道法を尊重する義務をこれに関連して想起する。

30. そのうちの幾つかは戦争犯罪または人道に対する罪を構成する可能性のある、2011年3月以降シリア・アラブ共和国において犯された、国際法の、とりわけ国際人道法と人権法の違反に関与している犯罪に対する、国内のまたは国際的なレベルでの公平なまた独立した調査と訴迫を通じた、責任の必要性を強調する。

31. シリア・アラブ共和国における行為を調査するためのまたシリア・アラブ共和国において犯されたその管轄権の範囲内での犯罪を訴迫するための諸国家による取組を歓迎し、そして諸国家に対し、そうすることを続けることと自らの国内法令と国際法に従って国家間で関連情報を共有することを奨励し、またその他の国家に対し、同様のことを行うことを考慮することを奨励する。

32. シリア・アラブ共和国における悪化している人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、シリア難民の増えている人道的必要性に対処することを受け入れ国と共同体に可能にするため緊急財政支援を提供する自らの責任を引き受けることを、同時に責任分担の原則を強調しつつ、促す。

33. 全てのドナーを含む、国際社会の全ての構成員に対し、自らの従前の誓約を遂行することそして国内的にまた受入諸国や共同体における両方の追い立てられた何百万ものシリア人に援助を提供するため、国際連合、その専門機関並びにその他の人道関係者に対して切望していた支援を提供し続けることを求める。

34. 戦争の手段としての文民の飢餓が、国際法の下で禁止されていることを強調しつつ、これに関連したシリア・アラブ共和国政府の主要な責任に留意しつつ、どこの地域からのものであれ、文民に対する人道援助の意図的な拒否およびとりわけ医療援助の拒否並びに最近一層悪くなっている文民地区への水と衛生サービスをやめることを強く非難し、そして悪化している人道状況を憂慮する。

35. シリア当局とその他の全ての紛争当事者が、安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014)、2191 (2014)、2254 (2015) および 2258 (2015) に適合して、包囲されたまた辺鄙な地区に対するものを含む、国際連合および人道関係者の完全な、直ぐの、妨害のないそして持続したアクセスを邪魔しないことを要求する。

36. 国家以外の武装集団およびテロリスト集団、中でも注目すべきはいわゆる ISIL—ダーシュおよびアル・ヌスラ戦線により実行された、拉致、人質拘束、外部との連絡が断たれた拘禁、拷問、無実の文民の残忍な殺人、即決処刑を含む実践を強く非難し、そしてそのような行為は人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

37. 調査委員会報告書および国際連合人権高等弁務官事務所報告書において並びに 2014 年 1 月の「シーザー」により提示された証拠において描写されたように、シリア・アラブ共和国全土における拘禁センターにおける苦痛と拷問を憂慮し、シリア当局が恣意的に拘禁された全ての人々を直ちに解放しそして拘禁条件が国際法に適合することを確保することを要求し、そしてシリア当局に対し、全ての拘禁施設の一覧表を公表することを求める。

38. シリア当局が、個人の恣意的拘禁を停止しそして全ての違法に拘禁した者を解放すること、そしていわゆる ISIL—ダーシュ、アル・ヌスラ戦線およびその他の全ての集団が拘禁した全ての者を解放することを要求する。

39. 適切な国際監視機関が、調査委員会の報告書において言及された全ての軍の施設を含む、政府の刑務所および拘禁センターにおける被収容者に対するアクセスが認められることを求める。

40. 全ての当事者が、種族的、宗教的および宗派の共同体を含む、文民と戦闘力を失っている人を

保護するためあらゆる適切な措置を講じることを要求しそして、これに関連して、その住民を保護する主要な責任が、シリア当局にあることを強調する。

41. 2015年2月12日の安保理決議2199(2015)において安全保障理事会により概略が示されたように、アレッポにおける空爆により国際連合教育科学文化機関の世界遺産の場所にもたらされた最近の広範な破壊を念頭に置きつつ、シリア・アラブ共和国の文化的遺産の損害および破壊、並びにその文化的財産の組織的な略奪および取引を強く非難する。

42. 国際人道法違反または人権法の違反や侵害について責任がある全ての者が、適切な公正且つ独立した国内または国際的な、補完の原則に従った刑事裁判所制度を通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、そしてこの目標に向けてまたこの理由のために現実的な措置を追求する必要性を強調し安全保障理事会に対し、国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、説明責任を確保するため適切な行動を取ることを奨励する。

43. シリア難民を支援しまた受け入れるための措置や政策を導入してきた同地域の外の諸国の取組を歓迎し、同諸国に対し、もっと行うことを奨励し、また同地域の外のその他の国家に対し、保護および人道援助をシリア難民に提供することを目的として、同様の措置や政策を実施することをまた考慮することを奨励する。

44. 紛争の全ての当事者に対し、国際人道法により要求されたように、国際連合および関連要員、専門機関の要員並びに人道救援活動に従事しているその他の全ての要員の移動およびアクセスの自由を害することなしに、彼らの安全と防護を確保するためあらゆる適切な措置を講じることを促し、これらの取組を妨害しないまたは邪魔しない必要性を強調し、人道支援要員への攻撃は、戦争犯罪に相当する可能性があることを想起し、そして安全保障理事会が、いずれかのシリア当事者による諸決議2139(2014)、2165(2014)、2191(2014)または2258(2015)の不遵守の場合には、安保理が更なる措置を講じるということを安保理決議2258(2015)において再確認したことをこれに関連して留意する。

45. 国際社会に対し、2000年10月31日の1325(2000)、2013年10月18日の2122(2013)および2015年10月13日の2242(2015)の安保理諸決議において安全保障理事会により目論まれたように、シリア危機に対する政治的解決を見つけ出すことを目的としたあらゆる取組において女性の指

導力と参加を支援することを求める。

46. シリア・アラブ共和国における紛争に対して政治的解決だけがあることを再確認し、そして紛争の当事者に対し、セクト主義または種族的、宗教的、言語的、ジェンダーまたはその他の何らかの理由に基づく差別の余地のない、また全ての国民が、ジェンダー、宗教または種族性に関わりなく、平等は保護を受ける、女性の完全且つ効果的な参加を得た、文民の、民主的なそして多民族の国家を求めるシリア国民の合法的な憧れを叶える、2012年6月30日のシリア・アクション・グループの最終コミュニケ²⁸に基づき、そして安全保障理事会諸決議 2254 (2015) と 2268 (2016) に適合する正真正銘の政治的移行に達するため、人権、安全および人道状況の継続した悪化の原因となる可能性のある行動を慎むことを促し、そして全ての当事者が統治機関の継続性を確保すると同時に相互の同意に基づいて形成されるものとする完全な執行権をもった包括的な統治組織の設立を通じたものを含めて、最終コミュニケの包括的な実施に向けて緊急に活動することを更に要求する。

第 65 回本会議

2016 年 12 月 19 日